

仕 様 書

1 名 称

〇〇選挙啓発用立掛看板の作製、設置、補修、撤去業務委託

2 履行期間

契約日～選挙の投票日後5日（約30日間前後）

3 履行(設置)場所

本市指定場所(61箇所)※詳細は、見積時に別途提供する。

4 立掛看板について

(1) 寸 法 縦180～182cm×横90～91cm(別図参照)

(2) 材 料 再生耐水ダンボール紙またはアルミ複合板

※これと異なる材料となる場合は、別途協議すること。

● 厚さ3mm以上

● 表面白色

● 枠は太さ3cm以上角材 添木4cm角材

※これによらない場合は、同等の強度を有するものと本市が認めるもの。

(3) 印 刷 等 シルクスクリーン印刷又はインクジェット出力フィルム仕上げ
4色フルカラー(下地白色は除く)

(4) 版下原稿 原稿(過去選挙時に同内容の契約を行った際の際の原稿)を提供するので、それを参考に受注者は今回のデザインを作成し校正を受けるものとする。
(別紙 イメージ参照)

完成したデータは次のファイル形式で提供すること。

ファイル形式：Adobe Illustrator、PDF

(5) 枚 数 61枚

5 設置について

(1) 設 置 日 選挙の公示(告)日の4日前(発注から7営業日前後)から公示(告)日までとする。

ただし、撤去するまで期間(掲出期間)内に、破損等が生じた場合は、受注者において補修又は取替えを行うこと。

場合によっては、設置を取りやめることがある。なお、この場合は、本市と受注者で協議の上、契約金額を減額するものとする。

(2) 設置方法 設置に当たっては、看板自体の重量を考慮して強固に取り付けること。
場所によっては、金具、針金、垂木等を使用して、風雨にも十分耐えうるように堅固に取り付け、歩行者等に危害を及ぼすことのないよう設置場所の担当者の指示に従うこと。

6 撤去について

撤 去 日 選挙の投票日の翌日からの4日間とする。

※上記4日間で撤去が困難な場合は、予備日を1日設ける。

7 その他・特記事項

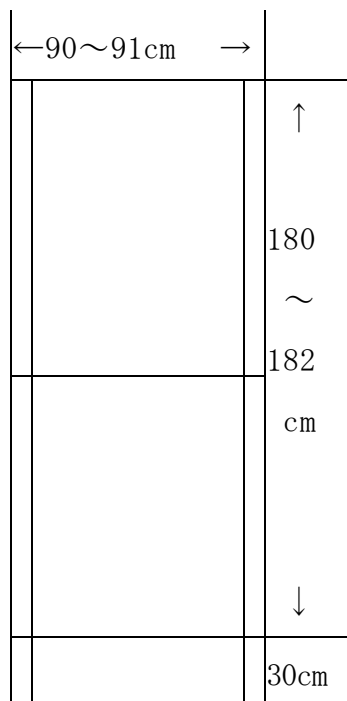
(1) 業務について、受注者はその責任において履行するものとする。

(2) 受注者の故意又は過失により、本市施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、

当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

- (3) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (5) 作製物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。
- (6) 業務終了時には、速やかに業務終了報告書を提出すること。
- (7) 撤去した資材については、受注者の責任において再生利用すること。
- (8) 「特記事項(暴力団等の排除について)」の内容を遵守すること。
- (9) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- (10) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先：06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

別図



さあ投票 選挙の主役はあなたです

別紙

イメージ

〇〇選挙

投票日



〇月〇日

日

あさ7時～よる8時

投票日に予定がある方は、**期日前投票・不在者投票**ができます。

期日前投票・不在者投票のできる期間

〇月〇〇日(土)～〇月〇日(土)

〇月〇〇日(土)～〇月〇〇日(日)：午前8時30分～午後8時

〇月〇〇日(月)～〇月 〇日(土)：午前8時30分～午後9時

時間延長

【毎日(土日とも)／場所：〇〇区役所〇階】

詳しくは〇〇区選挙管理委員会(〇〇区役所内)または大阪市選挙管理委員会(市役所内)まで

大阪市・〇〇区選挙管理委員会

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。